

# リフィル処方箋について

## 令和 6 年 6 月より開始します

令和 4 年 4 月より、国の制度としておくすりの新しい受け取り方「リフィル処方箋」が導入されました。当院におきましても、「リフィル処方箋」の発行を開始いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### リフィル処方箋とは

症状が安定している患者について、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用することができる仕組みです。

患者にとっては、医療機関を受診する回数が少なくなり、通院負担を軽減できるメリットがあります。結果として、医療の効率化も期待されています。

### リフィル処方箋の仕組み

病状が安定し、通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した場合が対象です。

医療機関で処方箋を毎回もらわず、同じ処方箋を薬局で最大 3 回まで繰り返し使用できます。

当院の、リフィル処方箋の使用 1 回当たりの投薬期間は、最大 90 日です。

### リフィル処方箋の対象外

投薬量に制限のある医薬品や湿布薬はリフィル処方箋にできません。

リフィル処方せんの場合、ここにレ点と使用可能な回数が書かれています。

リフィル可  ( 3 回 ) または  
リフィル不可  ( 2 回 )

リフィル可  ( 回 )

お薬を出した日と次回の予定日を薬局が記入します。

調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)		
□ 1 回目調剤日 ( 年 月 日 )	□ 2 回目調剤日 ( 年 月 日 )	□ 3 回目調剤日 ( 年 月 日 )
次回調剤予定日 ( 年 月 日 )	次回調剤予定日 ( 年 月 日 )	

### リフィル処方箋を受けた患者さんへ

- ・1 回目は、通常の処方箋と同様に、交付日を含めて 4 日以内に薬局に持参してください
- ・2 回目以降は原則、前回の処方期間が経過する日を予定日とし、前後 7 日以内に薬局に行ってください
- ・薬剤師は患者の服薬状況等を確認し、リフィル処方箋による調剤が不適切な場合、調剤を行わずに受診勧奨を行い、処方医に情報提供します。
- ・リフィル処方箋による投薬期間が終了する前でも、病状が変化した場合等に医療機関を受診することは可能です。